

死亡届を出された後の手続きについて

死亡届を出されたら、下記の手続きも必要になります。

対象者	お持ちいただくもの	期間	担当窓口
世帯主だった方	世帯主変更届をしてください。 (亡くなられた世帯主の他に世帯員が2人以上いらっしゃる場合) ・本人確認できるもの	亡くなられた日から14日以内	(2番窓口) 市民課 戸籍住民係 ☎ 32-1023
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード	速やかに	
国民年金に加入していた方	・年金証書 ・住民異動届(死亡)の写し ※戸籍等が必要な場合もありますので、担当窓口までお尋ねください。	速やかに	(1番窓口) 市民課 年金係 ☎ 43-1221
国民健康保険に加入していた方	・国民健康保険証 ・印鑑 ・住民異動届(死亡)の写し ・各種認定証など ・葬祭費振込先の通帳	速やかに	(9番窓口) 健康管理課 国保高齢者医療係 ☎ 43-0378
後期高齢者医療保険に加入していた方	(75歳以上の方) ・後期高齢者医療被保険者証 ・住民異動届(死亡)の写し ・各種認定証など ・葬祭費振込先の通帳	速やかに	
65歳以上の方	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・印鑑 ・通帳	速やかに	(10番窓口) 健康管理課 介護保険係 ☎ 43-3024
福祉関係の手当・サービスを受給していた方 ----- 身体障害者・療育・精神手帳をお持ちだった方 ----- 福祉電話を利用していた方	※担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(11~13番窓口) 福祉事務所 ☎ 43-1206
土地・建物等をお持ちの方及びその納税管理人など	・印鑑または本人確認ができるもの ※戸籍等の写しが必要になる場合がありますので、担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(6番窓口) 税務課 資産税係 ☎ 43-1197
軽自動車・バイク・農耕車等を所有していた方	・軽自動車税(種別割)申告書 ※税務課窓口でお渡しいたします。	亡くなられた日から14日以内	(5番窓口) 税務課 市民税係 ☎ 32-1009
亡くなられた方の市税・国保税に関して未納のある方、または納付状況がわからない方	※担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(6番窓口) 税務課 納税管理係 ☎ 32-1001 ☎ 32-1002

※「住民異動届(死亡)の写し」が必要な方でお手元にない場合は、各手続きの前に市民課窓口にてその旨をお申し出ください。

※ご不明な点について、担当窓口にお尋ねください。

裏面に続きます→

対象者	お持ちいただくもの	期間	担当窓口
市営住宅に入居していた方	※担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(21番窓口) 建築住宅課 ☎ 43-0379
犬を飼われていた方	※登録事項の変更手続きが必要です。	変更の日から 30日以内	(22番窓口) 生活環境課 ☎ 43-3485
市営墓地を使用・管理していた方	・市営墓地使用許可書 ・印鑑 ※内容によって異なるため、担当窓口にお尋ねください。	速やかに	
農業者年金に加入または受給していた方	・農業者年金被保険者証 (農業者年金証書) ・印鑑 ・死亡事項の記載されている戸籍等 ※内容によって異なるため、担当窓口にお尋ねください。	亡くなられた日 から10日以内	(24番窓口) 農業委員会 ☎ 43-3595
農地を所有していた方	農地の相続が完了し農地の権利を取得したときは、届出をしてください。 ※詳しくは担当窓口にお尋ねください。	相続で農地の権利を取得したら 速やかに	
農業を営まれていた方 ※農業用廃プラスチックの デポジット手続き	※担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(25番窓口) 農林課 園芸特産係 ☎ 32-1003
経営所得安定対策交付金 (転作交付金)を申請されている方	※担当窓口にお尋ねください。	速やかに	(西庁舎1階) 活性化センター ☎ 43-1566
上下水道の契約者だった方 下水道に接続されている家 にお住まいで、井戸水を使用していた方	※担当窓口にお尋ねください。		(西庁舎2階) 上下水道課 ☎ 43-1325
茶臼原周辺地区に居住し、 一ツ瀬企業団の水道を利用 していた方	※一ツ瀬企業団に電話にてお尋ねください。	速やかに	一ツ瀬企業団 ☎ 35-1381

※活性化センター及び上下水道課は、西都児湯医療センターの向かい（市役所西庁舎）です。

★不動産の相続に関する登記については、宮崎地方法務局高鍋出張所（23-0352）へご相談ください。

対象者	お持ちいただくもの	期間	担当窓口
土地・建物を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・亡くなられた方の住民票の除票または本籍地が記載された戸籍の附票 ・相続された方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・相続された方の住民票の写し ・上記以外に必要な書類がありますので、法務局にお尋ねください。 	速やかに	宮崎地方法務局 高鍋出張所 ☎ (0983) 23-0352